

全建連・工務店サポートセンター所管事業
地盤調査業者紹介事業の概要

「品確法」施行に伴い住宅施工業者への瑕疵担保責任が明確化され、またこれらに対する消費者の意識も急速に高まりつつあることから、とりわけ地盤に関する対応が重要視されてきています。

そこで全建連では、平成15年度より開設した「全建連・工務店サポートセンター」の事業の一環として「地盤調査業者紹介事業」を創設し、会員企業の皆様を支援していきます。

1) 事業内容:

住宅建設用地の地盤調査及びその保証。

①全建連が特定の地盤調査会社と業務提携し、会員企業から依頼のあった物件についてその調査を行います。

※地盤調査会社：報国エンジニアリング（株）

※調査方式：スウェーデン式サウンディング試験（基本：5点調査）

②調査結果について報告書を作成し、その判定結果に基づき、不具合が認められない場合は、10年間の地盤保証を行います。

※地盤保証は、報国エンジニアリング（株）とAIU保険会社との業務提携により実現、十分な信頼性を確保しています。

注意事項:

※「10年間の地盤保証」は、報国エンジニアリング（株）が行います。

全建連が直接「保証」するものではありませんが、報国エンジニアリング（株）の高い実績と信頼性を評価し、この幹旋に基づく業務提携をいたしました。

2) 有利性:

①全建連の提示する諸条件をクリアした優良調査会社なので安心です。

②全建連との業務提携により調査（保証）費用が一般よりも安くなります。

※全国一律の料金設定（ただし、北海道は本事業の対象外）

③詳細な調査報告書とその判定結果に基づき、不具合が認められない場合は、10年間の地盤保証が受けられます。（報国エンジニアリング（株）が保証）※保証の上限は1物件につき2,000万円まで

（建物の原状回復に掛かる補修費用及び工事期間中の仮住居費用等）

④判定の結果、不具合が認められる場合は、同地盤調査会社が適切な地盤改良工事を引き受けることが可能です。(ただし、地盤改良工事費等は別途応談)

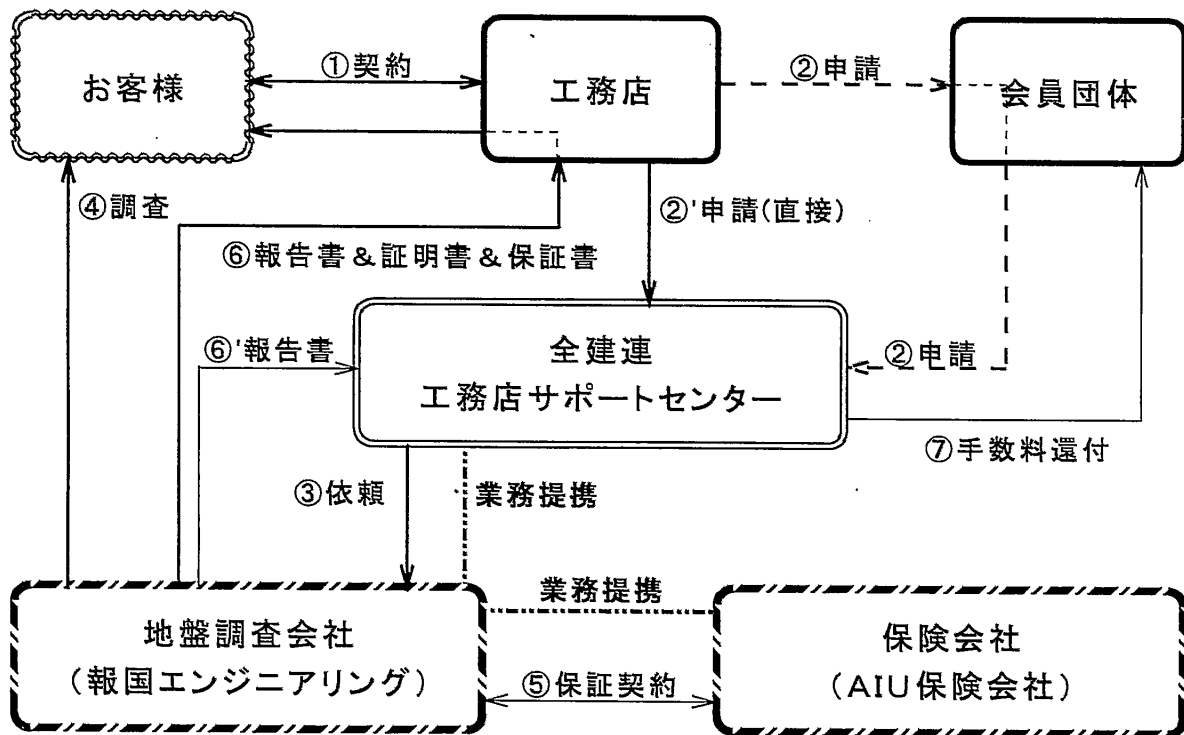
※判定は国土交通省の定める基準(平成12年度建設省告示第1347号)を適用。

※この場合、同地盤調査会社が地盤改良工事を行った場合のみ、地盤保証を受けることができます。

⑤全建連事務局受付後、平均的に7日以内に実施可能です。

※実施日については別途調整を要する場合もあるが、その場合でも7日以内に実施可能。

3) システム:



備考:

- ・②の申請時には、所定の調査依頼票に現地地図、配置図及び調査費の振込票の写しを添付し、全建連事務局または所属の会員団体に提出してください。
※提出はFAX【03(5643)1067】で結構です。
- ・調査の結果、不具合が認められる場合は、別途協議の上、地盤改良工事を行うことができます。(地盤改良工事に掛かる費用は別途)
※基本的に、派遣した調査会社に地盤改良工事を依頼した場合のみ地盤保証が受けられます。

- ・スウェーデン式サウンディング調査の対象物件は、木造平屋・2階建・3階建及び軽量プレハブ平屋・2階建までとなります。それ以上の物件についてはボーリング等の調査が必要となるため、対象外となります。
※ただし、上記以外でも行政が認める場合は受けることができます。
- ・調査は、全建連事務局が申請を受理してから遅くとも1週間以内に実施可能な体制を取っております。調査結果の報告書は調査終了後、迅速に発行しますが、保証書は保険会社との契約行為が発生するため、発行までに最長2ヶ月程度の期間を要する場合があります。

4) 全建連地盤調査の依頼手順:

- ①専用の「全建連地盤調査依頼票」に必要な事項を漏れなく記載してください。
※全建連事務局にて依頼を受理した日から実際の調査日までは、1週間程度の猶予を必要としますのでご注意ください。
- ②振込用紙（郵便局：払込取扱票）の「全建連地盤調査依頼費」欄にチェックを入れて、必要事項（邸名）を記入し、依頼費30,000円を振り込んでください。
※郵便局備え付けの一般用の振込取扱票を使用することも可能です。
口座番号：00180-7-48897
加入者名：社団法人 全国中小建築工事業団体連合会
*通信欄に邸名を必ず記載して下さい。
※その土地にちきゅう住宅を建設することが確定している場合には、ちきゅう住宅申請手数料（12,000円）を同時にお振り込み頂くことも可能です。
※複数の件数分を一括してお振り込み頂くこともできますが、必ず内訳を通信欄に記載して下さい。
- ③「全建連地盤調査依頼票」に「払込票兼受領票の写し」及び「現地地図」と「配置図」を添えて、全建連事務局または所属の組合にFAXにて提出してください。
※提出先FAX：03（5643）1067
- ④全建連では、本依頼を受理後、提携の地盤調査会社に調査を発注いたします。
※地盤調査会社から実際の調査日について直接工務店にご連絡の上、調整いたします。

⑤調査を実施した結果、特に問題のない場合は数日で「調査実施報告書」2通と「調査証明書」1通が調査会社から送付されます。

※「調査実施報告書」の1通はお客（施主）様にお渡しください。

※調査結果が不良の場合は、同地盤調査会社に地盤改良工事を依頼することが出来ます。（要別途費用）

同地盤調査会社による地盤改良工事を行った場合に限り、地盤保証を受けることが出来ます。

⑥地盤調査会社が保険会社と当該土地についての保証契約を締結の上、「地盤保証書」を交付します。

※毎月1回、地盤調査会社と保険会社が保証契約締結手続きを行います関係上、地盤調査の実施から保証書の発行までは最長で2ヶ月の期間を要します。

